

利益相反案件の取扱いに関する細則

この細則は、東京都弁護士協同組合（以下「組合」という。）が千住ミルディス（東京都足立区千住3丁目98千住ミルディスⅡ番館）内の事務所（以下「TLC北千住」という。）を組合員に利用させるにあたり定めたTLC北千住利用規約（以下「利用規約」という。）に基づき、日本弁護士連合会が定める弁護士職務基本規程の趣旨を踏まえて、TLC北千住利用者組合員（以下「利用者」という。）の利益相反案件の取扱いに関する細則事項を定める。

第1条（職務を行ない得ない案件）

1. 利用者は、自己又は他の利用者について次の各号のいずれかに該当する案件については、その職務を行ってはならない。但し、第(3)号に掲げる案件については、自己又は他の利用者が受任している案件の依頼者が同意した場合には、この限りではない。
 - (1) 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した案件
 - (2) 相手方の協議を受けた案件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの
 - (3) 受任している案件の相手方からの依頼による他の案件
 - (4) 公務員として職務上取り扱った案件
 - (5) 仲裁、調停、和解斡旋その他の裁判外紛争解決手続機関の手続実施者として取り扱った案件
2. 利用者は、前項に規定するもののほか、自己又は他の利用者について次の各号のいずれかに該当する案件については、その職務を行ってはならない。但し、第(1)号及び第(4)号に掲げる案件について自己又は他の利用者の依頼者が同意した場合、第(2)号に掲げる案件について自己又は他の利用者の依頼者及び相手方が同意した場合、並びに、第(3)号に掲げる案件について自己又は他の利用者の依頼者及び他の依頼者のいずれもが同意した場合は、この限りではない。
 - (1) 相手方が配偶者、直系血族、兄弟姉妹又は同居の親族である案件
 - (2) 受任している他の案件の依頼者又は継続的な法律事務の提供を約している者を相手方とする案件
 - (3) 依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する案件
 - (4) 依頼者の利益と自己の経済的利益が相反する案件
3. 前二項の規定にかかわらず、弁護士職務基本規程に反しない範囲で組合が認めた場合には、第1項各号又は第2項各号に掲げる案件について職務を行うことができる。

第2条（手続）

1. 利用者は、協議を受け又は受任している案件が、他の利用者について前条第1項各号又は第2項各号に該当し又は該当するおそれがあることを覚知したときは、速やかに、当該他の利用者との間で協議のうえ、自己又は当該他の利用者のいずれか一方又はその双方がその職務を行わないこととする。
2. 前項に定める他の利用者との間の協議にあたっては、原則として、次の各号に掲げる優先順序に従い、優先する案件について協議を受け又は受任している利用者以外の利用者がその職務を行わないこととする。
 - (1) 委任状の交付又は受任契約書の取り交わしがなされている案件が、これらのいずれもなされていない案件に優先する。
 - (2) 第(1)号について同順位である場合には、実質的な協議を受けた時期が早い案件が優先する。
3. 第1項に定める他の利用者との間の協議が速やかに整わない場合、利用者は、速やかに、組合に報告する。この場合、組合は、利用者のいずれか一方又はその双方に対し、その協議を受け又は受任している案件についてその職務を行わないことを求めることができるものとし、利用者は、これに異議なく従う。

以上

年 月 日

組合員

印